

春日井市リサイクルプラザ「再利用品販売」事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、粗大ごみ及び放置自転車を修理し、販売することにより、市民の再利用に供するため、春日井市リサイクルプラザ再利用事業（以下「再利用事業という。」）の実施について必要な事項を定めるものとする。

(事業内容)

第2条 市は、次に掲げる物品のうち、再利用可能なものとして春日井市リサイクルプラザにおいて修理したもの（以下「再利用品」という。）を市民に販売するものとする。

- (1) 春日井市クリーンセンターに粗大ごみとして搬入された家具類
- (2) 春日井市自転車等放置防止条例（平成11年春日井市条例第1号）の規定に基づき市が撤去し、廃棄等の処分をすることができる自転車

2 再利用品の金額は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める金額以内の金額でその都度市長が定めるものとする。

- (1) 家具類 5,000円以内
- (2) 自転車 10,000円以内

(利用者)

第3条 再利用事業を利用できる者（以下「利用者」という。）は、市内に在住する者とする。

(販売)

第4条 再利用品は、市長が定める販売日（以下「販売日」という。）までの2月以内の間展示するものとする。

- 2 再利用品の購入申込みは、前項の期間内とし、同一の販売日につき1人1点とする。
- 3 市長は、前項の申込みの数が、販売すべき再利用品の数を超える場合には、公開抽選によって購入者を決定する。
- 4 販売した再利用品は、当該販売日に購入者が引き取るものとする。

(運搬)

第5条 前条第4項の規定にかかわらず、購入者から再利用品の運搬の申し出があった場合には、春日井市内に限り市が運搬するものとする。

(手数料)

第6条 前条の規定により運搬する場合は、春日井市手数料条例（平成12年春日井市条例第5号）に定める手数料を徴収する。

附 則

この要綱は、平成14年10月1日から施行する。

この要綱は、平成18年6月1日から施行する。

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

この要綱は、平成30年8月1日から施行する。